

議案第 2 1 号

大野市文化施設周遊ツール企画制作プロポーザル審査委員会設置要綱案

令和元年 5 月 2 7 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

市内文化施設間の周遊性を向上させるための周遊ツールの企画制作委託先をプロポーザル方式により選定するにあたり、その手続を厳正かつ公平に行うため、審査委員会を設置する

大野市文化施設周遊ツール企画制作プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

令和元年 月 日

大野市教育委員会

大野市文化施設周遊ツール企画制作プロポーザル審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 大野市文化施設周遊ツール企画制作に係る委託先（以下「委託先」という。）をプロポーザル方式により選定するに当たり、その手続を厳正かつ公平に行うため、大野市文化施設周遊ツール企画制作プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 企画提案書の審査に関すること。
- (2) 委託先の選定に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、プロポーザルに必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 観光業関係団体
- (2) 博物館関係団体
- (3) 市職員
- (4) 教育委員会事務局職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から委託先の決定の日までとし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の傍聴は認めないものとする。ただし、委員長の許可を得た者はこの限りではない。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している者に対して、特定の者が有利になる援助を行ってはならない。

2 委員は、直接又は間接を問わず、プロポーザルに参加してはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会文化財課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。